

島根県警察機動隊の運営に関する訓令

(平成19年4月3日島根県警察訓令第16号)

島根県警察機動隊の運営に関する訓令(昭和36年島根県警察訓令第5号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この訓令は、島根県警察機動隊(以下「機動隊」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2条 機動隊は、警備実施の中核部隊として、治安警備及び災害警備に当たるものとし、必要に応じて部隊活動による雑踏警備、警衛・警護その他警察本部長(以下「本部長」という。)が命ずる任務に当たるものとする。

(編成)

第3条 機動隊の部隊編成は、機動隊長(以下「隊長」という。)が定めるものとする。

(隊員の信条)

第4条 機動隊員(以下「隊員」という。)は、常に警備実施の中核であることを自覚し、厳正な規律の下に団結を保ち、率先してその任務を遂行しなければならない。

(資格)

第5条 機動隊の幹部は、指揮能力に優れた者を充てるものとする。

2 一般隊員は、勤務成績優秀かつ健康にして高度の術科技能を有する者のうちから選抜するものとする。

(勤務区分)

第6条 機動隊の勤務区分は、次のとおりとする。

- (1) 出動及び待機
- (2) 教養訓練
- (3) その他特に本部長が命ずる勤務

(出動及び待機)

第7条 機動隊の出動及び待機は、本部長が命ずる。

(応援出動時の指揮系統)

第8条 機動隊が警察署又は警察本部の部課を応援する場合においては、原則として、当該警察署長又は当該事案を所管する部長若しくは課長の指揮下に入るものとする。

(事件、事故等の取扱い)

第9条 隊員が取り扱った事件、事故等は、速やかに所轄警察署長に引き継ぐものとする。

(出動報告)

第10条 隊長は、機動隊が出動したときは、その状況を速やかに本部長に報告しなければならない。

(出動要請)

第11条 機動隊の出動を必要とする所属長は、出動の理由、日時、場所、人員、装備資機材その他必要事項を明らかにし、隊長を経て本部長に要請するものとする。

(教養訓練)

第12条 隊長は、隊員に対し、第2条の任務等を遂行するために必要な教養訓練を実施するものとする。

(宿舎)

第13条 隊員は、隊長が指定する宿舎に入居するものとする。ただし、隊長が承認した場合は、この限りでない。

(委任)

第14条 隊長は、機動隊の活動及び服務に関し必要な事項を定めることができる。

附 則

この訓令は、制定の日から施行する。